

■ 資料編

- ・ 国立市地域交通計画策定庁内検討委員会設置要綱
- ・ 検討の経緯
- ・ 国立市地域交通計画策定庁内検討委員会委員名簿

・ 国立市地域交通計画策定庁内検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 超高齢社会を迎えるに当たり、国立市において徒歩を基本としながら安心して暮らせる交通体系の基本方針となる国立市地域交通計画の策定について調査及び検討を行い、並びに当該計画の策定に向けて協議するため、国立市地域交通計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、国立市地域交通計画の策定に関する事項について調査及び検討を行い、並びに当該計画の策定に向けて協議を行い、その結果として次に掲げる事項を市長に報告する。

- （1） 国立市地域交通計画の策定に関すること。
- （2） 国立市地域交通計画の推進及び評価に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市整備部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条の結果を市長に報告するまでの間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、都市整備部交通課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この訓令は、平成24年4月4日から施行する。

別表

政策経営部	政策経営課長
行政管理部	防災安全課長
健康福祉部	福祉総務課長
生活環境部	環境政策課長
都市整備部	都市計画課長
	道路下水道課長

(平成25年4月1日 組織改正に伴い修正)

・検討の経緯

第一回	国立市地域交通計画策定庁内検討委員会	平成24年5月28日開催
第二回	国立市地域交通計画策定庁内検討委員会	平成24年10月18日開催
第三回	国立市地域交通計画策定庁内検討委員会	平成24年11月20日開催
第四回	国立市地域交通計画策定庁内検討委員会	平成25年1月28日開催
第五回	国立市地域交通計画策定庁内検討委員会	平成25年3月15日開催
第六回	国立市地域交通計画策定庁内検討委員会	平成25年4月22日開催
第七回	国立市地域交通計画策定庁内検討委員会	平成25年6月26日開催
第八回	国立市地域交通計画策定庁内検討委員会	平成25年9月3日開催
第九回	国立市地域交通計画策定庁内検討委員会	平成25年12月16日開催

・国立市地域交通計画策定庁内検討委員会名簿

委員長	都市整備部長	佐々木 一郎
委員	政策経営部政策経営課長	馬 橋 利 行
〃	行政管理部防災安全課長	佐 伯 真
〃	健康福祉部福祉総務課長	藤 崎 秀 明
〃	生活環境部環境政策課長	町 田 孝 弘
〃	都市整備部都市計画課長	関 慎 一
〃	都市整備部道路下水道課長	江 村 英 利

(平成25年4月1日現在)

国立市地域交通計画

2014（平成 26）年 3 月

発行 国立市

編集 国立市都市整備部交通課

〒186-8501 国立市富士見台 2 丁目 47 番地の 1
042（576）2111（代表）
